

第22期第15回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年7月28日（木）16時～
場所 高等水産講習所 2階集合研修室
（唐津市唐房6-4948-23）

次 第

1 開 会

2 議 題

- | | |
|---|---------|
| (1) 令和5年漁業権一斉切替えにおける漁場計画樹立基本方針
(松浦海区) について (諮問) | P2～P10 |
| (2) あなごかご漁業の許可方針 (案) について (諮問) | P11～P14 |
| (3) とびうお2そう船びき網漁業特認許可方針 (案) について (諮問) | P15～P19 |
| (4) 火光利用漁業に使用する集魚灯の光力制限について (協議) | P20 |
| (5) 肥前統括支所 (松区第512号) におけるカキの試験養殖につ
いて (報告) | P21～P27 |
| (6) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
おける佐賀県の要望事項につい (協議) | P28～P29 |
| (7) その他 | |

水産第 1836 号
令和 4 年 7 月 21 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

令和 5 年漁業権一斉切替えにおける漁場計画樹立基本方針
(松浦海区) について (諮問)

現在の共同漁業権、区画漁業権および定置漁業権については、令和 5 年 8 月 31 日をもって免許の存続期間が終了します。

つきましては、次期漁業権一斉切替えにあたり、別添(案)のとおり漁場計画樹立基本方針を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部水産課)

基本方針（案）新旧対照表

新	旧
<p>第1 総括方針</p> <p>松浦海区における水産業の現況は、漁業資源の減少、漁業者の高齢化・後継者不足など厳しい状況が続いている。加えて、漁場環境や消費者の食生活、流通・加工体制など、巻き外的条件も大きく変化している。そのため、漁船漁業と養殖業や水産加工を組み合わせた複合経営への取り組みが行われているもの、漁業をめぐる情勢は厳しさを増している。この状況は今後も継続していくと思われる。</p> <p>令和2年12月、国は水産業を成長産業とすべく70年ぶりに漁業法の大改正を行った。改正漁業法に関する運用通知である「海面利用制度等の運用について（令和2年6月30日付2水管49号水産庁長官通知）」では、<u>漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存漁業者に優先して免許する仕組みとすとも、海面全体を最大限に活用するため、現に漁業権が存しない海面においては、新たな漁業権の設定に努めることとしたところである。</u></p> <p>また、本通知において<u>漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、海面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう全体計画として</u></p>	<p>I 総括方針</p> <p>松浦海区における水産業の現況は、漁業資源の減少、漁業者の高齢化・後継者不足など厳しい状況が続いている。加えて、漁場環境や消費者の食生活、流通・加工体制など、巻き外的条件も大きく変化している。このような中、漁船漁業と養殖業や水産加工を組み合わせた複合経営など、経営多角化への取り組みが行われているが、漁業をめぐる情勢は厳しさを増しており、この状況は今後も継続していくと思われる。</p> <p>漁場計画は、<u>公共水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をすすめる必要がある</u>、かつ、<u>当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、知事は必ず定めなければならないと規定されている。</u>（<u>漁業法第11条</u>）。</p> <p>今回切替に当たっては、松浦海区における水産業の情勢を踏まえつつ、以下の事項に留意し、漁場計画を樹立するものとする。</p>

作成するものであり、海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないようにすることが必要であるとされている。

そのため、切替に当たっては、有明海区における水産業の情勢を踏まえつつ、以下の事項に留意し、漁場計画を樹立するものとする。

- 1 漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うよう推進すること。
 - 2 海区漁業調整委員会と連携を保つこと。
 - 3 漁業者の自主性を保ち、漁業者の慣行に十分配慮すること。
 - 4 つくり育て、管理する漁業を推進すること。
- (削除)
- 5 玄海水産振興センターとの連携のもと、科学的判断を十分に反映させること。
 - 6 新規就業者の加入を促すよう配慮すること。

第2 個別方針

1 共同漁業権

(1) 漁場区域

原則として既存漁場の区域内とし、拡張は認めない。
また、行使者が著しく少ない場合は、漁場の統合を検討する。
ただし、統合後も従来からの行使者の権利が確保されるよう「関

(新設)

- 1 海区漁業調整委員会と連携を保つ。
- 2 漁業者の自主性を保ち、漁業者の慣行に十分配慮する。
- 3 つくり育て、管理する漁業を推進する。
- 4 漁協合併等の基盤変化に対応できるように配慮する。
- 5 玄海水産振興センターとの連携のもと、科学的判断を十分に反映させる。
- 6 新規就業者の加入を促すよう配慮する。

Ⅱ 個別方針

(新設)

係地区」設定に当たり、十分な配慮をする。

(2) 漁業種類

ア 第一種共同漁業権

行使実態がなく、今後も操業見込みのない漁業及び経済的価値あるいは資源の保護培養の必要性が著しく低く、漁業権を設定しなくとも漁業調整上支障を生じない漁業については、漁場計画から除外する。

イ 第二種共同漁業及び三種共同漁業権

現在、行使実態がなく、今後も操業見込みのない漁業については、漁業権の内容から削除する方向で検討する。

また、許可漁業との調整を図るとともに、資源管理の観点から、行使規則上の操業統数・操業区域を点検する。

2 区画漁業権

区画漁業は、一定の水面を独占排他的に利用するため、水面の総合利用という観点に立って、共同漁業あるいは許可漁業との関係
を十分に考慮する。

このため、養殖管理や漁場の条件等を踏まえ、必要最小限の面積にとどめるとともに、漁業調整の見地から条件を付すものとする。

また、現在養殖の実態がなく、今後とも養殖の見込みのない漁場については、漁場計画を樹立しない。

1 区画漁業権

区画漁業は、水面を極めて強く独占することから、共同漁業あるいは許可漁業との関係を十分に考慮する。

また、自然的・社会的条件の変化により、現在養殖の実態がなく、今後とも養殖の見込みのない漁業については、漁場計画を樹立しない。既存漁場についても、後面積と漁場面積との整合性を図り、必要最小限の面積にとどめるものとする。

<p>(1) わかめ養殖業・こんぶ養殖業 生産量は、ここ数年横ばいに推移しているが、うに、あわび養殖の餌料用として利用することや、天然藻場の保護の面から積極的に検討する。</p> <p>(2) 魚類養殖業（くろまぐろを除く） 漁場環境に適した施設配置となるような漁場計画を検討する。 また、多様化する消費者ニーズに柔軟に対応するため、くろまぐろを除き魚種は特定しないこととする。</p> <p>(3) くろまぐろ養殖業 現在のくろまぐろの資源状態は未成魚の漁獲圧の増加による資源水準の減少が懸念されており、養殖用種苗として未成魚を増加させないため、天然種苗を用いた新規の漁場計画は樹立しない。</p> <p>(4) 介類養殖業・かき養殖業 起業化のめどが立つものは、漁業調整上支障のない限り、漁場計画を樹立する方向で検討する。また、漁場環境に適した施設配置となるような漁場計画を検討する。</p>	<p>(1) わかめ養殖業・こんぶ養殖業 生産量は、ここ数年横ばいに推移しており、現行程度にとどめることとするが、うに、あわび養殖の餌料用として利用するものについては、天然藻場の保護の面から積極的に検討する。</p> <p>(2) 魚類養殖業（くろまぐろを除く） 漁場環境に適した施設配置となるような漁場計画を検討する。 また、多様化する消費者ニーズに柔軟に対応するため、くろまぐろを除き魚種は特定しないこととする。</p> <p>(3) くろまぐろ養殖業 現在のくろまぐろの資源状態は未成魚の漁獲圧の増加による資源水準の減少が懸念されており、養殖用種苗として未成魚の漁獲圧を増加させないため、天然種苗を用いた新規の漁場計画は樹立しない。</p> <p>(4) 介類養殖業・かき養殖業 起業化のめどが立つものは、漁業調整上支障のない限り、漁場計画を樹立する方向で検討する。また、漁場環境に適した施設配置となるような漁場計画を検討する。</p>
--	---

<p>(5) 真珠母貝養殖業 自県産の優良な真珠母貝を安定的に確保するため、母貝養殖について漁場計画を樹立する方向で検討する。</p> <p>(6) その他 現在、養殖が行われていないものの、今後起業化のめどが立つものについては、漁業調整上支障のない限り漁場計画を樹立する方向で検討する。</p> <p>2 定置漁業権 漁場区域は、原則的には現状どおりとする。 また、該当する海域は限られることから新規漁場計画は原則としては樹立しない。</p>	<p>(5) 真珠母貝養殖業 自県産の優良な真珠母貝を安定的に確保するため、母貝養殖について漁場計画を樹立する方向で検討する。</p> <p>(6) その他 現在、養殖が行われていないものの、今後起業化のめどが立つものについては、漁業調整上支障のない限り漁場計画を樹立する方向で検討する。</p> <p>3 定置漁業権 漁場区域は、原則的には現状どおりとする。 また、該当する海域は限られることから新規漁場計画は原則として樹立しない。</p>
<p>(5) 真珠母貝養殖業 自県産の優良な真珠母貝を安定的に確保するため、母貝養殖について漁場計画を樹立する方向で検討する。</p> <p>(6) その他 現在、養殖が行われていないものの、今後起業化のめどが立つものについては、漁業調整上支障のない限り漁場計画を樹立する方向で検討する。</p> <p>2 定置漁業権 漁場区域は、原則的には現状どおりとする。 また、該当する海域は限られることから新規漁場計画は原則としては樹立しない。</p>	<p>(5) 真珠母貝養殖業 自県産の優良な真珠母貝を安定的に確保するため、母貝養殖について漁場計画を樹立する方向で検討する。</p> <p>(6) その他 現在、養殖が行われていないものの、今後起業化のめどが立つものについては、漁業調整上支障のない限り漁場計画を樹立する方向で検討する。</p> <p>3 定置漁業権 漁場区域は、原則的には現状どおりとする。 また、該当する海域は限られることから新規漁場計画は原則として樹立しない。</p>

令和 5 年 漁業権 一斉切替 における 漁場計画樹立基本方針
(松浦海区)

令和 4 年 月 日
佐賀県農林水産部

第 1 総括方針

松浦海区における水産業の現況は、水産業の現況は、漁業資源の減少、漁業者の高齢化・後継者不足など厳しい状況が続いている。さらには、加えて、漁場環境や消費者の食生活、流通・加工体制など、漁業を取り巻く外的条件も大きく変化している。そのため、漁船漁業と養殖業や水産加工を組み合わせた複合経営など、経営多角化への取り組みが行われているものの、漁業をめぐる情勢は厳しさを増しており、この状況は今後も継続していくと思われる懸念される。

令和 2 年 12 月、国は水産業を成長産業とするべく 70 年ぶりに漁業法の大改正を行った。改正漁業法に関する運用通知である「海面利用制度等の運用について（令和 2 年 6 月 30 日付 2 水管 499 号水産庁長官通知）」では、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存漁業権者に優先して免許する仕組みとするとともに、海面全体を最大限に活用するため、現に漁業権が存しない海面においては、新たな漁業権の設定に努めることとしたところである。

また、本通知において漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、海面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう全体計画として作成するものであり、海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないようにすることが必要であるとされている。

そのため、切替に当たっては、有明海区における水産業の情勢を踏まえつつ、以下の事項に留意し、漁場計画を樹立するものとする。

- 1 漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うよう推進すること。
- 2 海区漁業調整委員会と連携を保つこと。
- 3 漁業者の自主性を保ち、漁業者の慣行に十分配慮すること。
- 4 つくり育て、管理する漁業を推進すること。
- 5 玄海水産振興センターとの連携のもと、科学的判断を十分に反映させる

こと。

- 6 新規就業者の加入を促すよう配慮すること。

第2 個別方針

1 共同漁業権

(1) 漁場区域

原則として既存漁場の区域内とし、拡張は認めない。

また、行使者が著しく少ない場合は、漁場の統合を検討する。ただし、統合後も従来からの行使者の権利が確保されるよう「関係地区」設定に当たり、十分な配慮をする。

(2) 漁業種類

ア 第一種共同漁業権

行使実態がなく、今後も操業見込みのない漁業及び経済的価値あるいは資源の保護培養の必要性が著しく低く、漁業権を設定しなくても漁業調整上支障を生じない漁業については、漁場計画から除外する。

イ 第二・三種共同漁業権

現在、行使実態がなく、今後も操業見込みのない漁業については、漁業権の内容から削除する方向で検討する。

また、許可漁業との調整を図るとともに、栽培資源・資源管理の観点から、行使規則上の操業統数・操業区域を点検する。

2 区画漁業権

区画漁業は、一定の水面を独占排他的に利用するため、水面の総合利用という観点に立って、共同漁業あるいは許可漁業との関係を十分に考慮する。このため、養殖管理や漁場の条件等を踏まえ、必要最小限の面積にとどめるとともに、漁業調整の見地から条件を付すものとする。

また、現在養殖の実態がなく、今後も養殖の見込みのない漁場については、漁場計画を樹立しない。

(1) わかめ養殖業・こんぶ養殖業

生産量は、ここ数年横ばいに推移しているが、うに、あわび養殖の餌料用として利用することや、天然藻場の保護の面から積極的に検討する。

(2) 魚類養殖業（くろまぐろを除く）

漁場環境に適した施設配置となるような漁場計画を検討する。

また、多様化する消費者ニーズに柔軟に対応するため、くろまぐろを除き魚種は特定しないこととする。

(3) くろまぐろ養殖業

現在のくろまぐろの資源状態は未成魚の漁獲圧の増加による資源水準の減少が懸念されており、養殖用種苗として未成魚の漁獲圧を増加させないため、天然種苗を用いた新規の漁場計画は樹立しない。

(4) 介類養殖業・かき養殖業

起業化のめどが立つものは、漁業調整上支障のない限り、漁場計画を樹立する方向で検討する。また、漁場環境に適した施設配置となるような漁場計画を検討する。

(5) 真珠母貝養殖業

自県産の優良な真珠母貝を安定的に確保するため、母貝養殖について漁場計画を樹立する方向で検討する。

(6) その他

現在、養殖が行われていないものの、今後起業化のめどが立つものについては、漁業調整上支障のない限り漁場計画を樹立する方向で検討する。

3 定置漁業権

漁場区域は、原則的には現状どおりとする。また、該当する海域は限られることから新規漁場計画は原則としては樹立しない。

水産第 1775 号
令和 4 年 7 月 19 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和4年度あなごかご漁業(特認)許可方針について(諮問)

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:水産課漁業調整担当)

あなごかご漁業（特認）（案）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

あなごかご漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

9隻以内

(3) 船舶の総トン数

制限なし

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

9月1日から5月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 旧呼子町又は旧鎮西町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和5年5月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年8月1日から令和4年8月22日までとする。

- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、9件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和5年4月28日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が9件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が9件に到達した日以降から令和5年4月28日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和4年8月1日から令和4年8月22日における受付数が9件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和4年5月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和4年5月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

(4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(5) 上記(1)から(4)に該当しない者

2 令和4年8月22日以降における合計数が9件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

(1) 所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場（ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、合併により発足する以前に所属していた漁業協同組合に関する共同漁業権漁場内に限る。）以外の共同漁業権漁場内で操業してはならない。

(2) 使用するかご数は、200個以内とする。

(3) 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

(4) 操業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

水産第 1784 号
令和 4 年 7 月 19 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正 様

佐 賀 県 知 事 山 口 祥 義



令和 4 年度とびうお 2 そう船びき網漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別紙案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

(案)

とびうお2 そう船びき網漁業 (特認)

第1 制限措置

(1) 漁業種類

とびうお2 そう船びき網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

20隻(10統)

(3) 船舶の総トン数

10トン未満

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

9月1日から10月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 旧鎮西町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和4年10月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、令和4年8月1日から令和4年8月22日までとする。

(案)

- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2隻1統を1件とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和4年9月30日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が10件に到達した日以降から令和4年9月30日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和4年8月1日から令和4年8月22日までににおける受付数が10件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 令和3年10月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

(案)

- (2) 令和3年10月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
- (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (5) 上記(1)から(4)に該当しない者

2 令和4年8月22日以降における合計数が10件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
- (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域以外で操業してはならない。

(案)

ア 北緯 33度38.12分 東経 129度42.26分
イ 北緯 33度40.03分 東経 129度52.00分
ウ 北緯 33度34.24分 東経 129度53.40分
エ 北緯 33度31.26分 東経 129度44.30分

(2) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、事前に漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

(3) 使用する漁具は浮子方の長さ25メートル以下でなければならない。

(4) 夜間（日没から日の出まで）操業をしてはならない。

(5) 指定された船舶以外を僚船に使用してはならない。

松浦海区漁業調整委員会指示（案）

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第8_6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、1本釣漁業等火光を利用する各種漁業に対し、松浦海区内における沿岸魚族の乱獲防止並びに同種及び他種漁業との調整のため、火光を利用する漁船1隻に使用する光力の限度を次のとおり指示する。

令和4年 月 日

松浦海区漁業調整委員会

会 長 川 寄 和 正

1 松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域においては、1隻につき3キロワット以内とする。

2 指示の期間

令和4年8月12日から令和5年8月11日まで。

試験養殖経過報告書

~~佐玄漁協指第 〇〇〇 号~~
令和4年7月12日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 718
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄

令和3年(2021年)6月28日付け試養第210202号で承認のありましたカキの試験養殖の経過につきまして、以下のとおり報告します。

カキ類の養殖試験経過報告書

1. 目的

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、特に真珠養殖においては需要の低迷により漁家所得の向上が見込めない状況となっている。

このため、当組合肥前統括支所管内においては真珠母貝垂下式養殖から、近年、需要が増大しているかき垂下式養殖への転換を進めているところである。

ただし、かき養殖の生産量が増加するにつれて、他海域産カキ稚貝の購入のための費用等も増加し、養殖業者の大きな負担となってきた。

この問題を解決する手段として、地元産カキの稚貝を安定的効率的に採苗することができれば、他海域産カキ種苗の購入費の抑制が可能となり、養殖業者の経営的負担の軽減を図ることができる。そのための当海域における地元産カキの安定的効率的な天然採苗技術の確立を図る。

なお、天然採苗試験については、現在、同区画内において昨年7月から本年6月までの計画で実施しているところであるが、天然採苗の効率を高めるため、今回は当該試験より開始時期を早めて実施することにした。

2. 試験の概要

(1) 実施場所および対象魚種：

実施場所：松区第512号(かき垂下式養殖業)漁場内12m×5mの2区画、計120㎡

対象魚種：カキ類

(2) 実施期間：令和3年6月28日～令和4年5月31日

(3) 試験内容

ア 概要

垂下棚式

イ 養殖施設

採苗区画の2箇所それぞれに縦10m×横3m×高さ2mの採苗棚を2基設置し、それぞれの採苗棚にホタテ殻垂下連を300連設置

ウ 試験方法

ホタテ殻垂下連を用いた地元産カキの天然採苗

エ 養殖スケジュール

R3.6.28	R3.6	→→→→→	R3.9	→→→→→→→→→→→	R4.5	→	R4.5 末
採苗棚及び ホタテ殻 垂下連の設置	天然カキの採苗		中間育成(抑制含む)、付着天然 稚貝の測定(殻長、生残 等)				施設の 撤去

3. 結果

今回の試験では、令和3年7月頃と令和3年10月頃の2時期に付着したと思われるカキ種苗が確認された(写真1、写真2)。

令和3年7月頃に付着したものは、フグ類の食害で減少したもののホタテ殻1枚あたり10～20個の付着で、その殻高は令和4年2月28日時点で2.3～3.1cm(平均2.7cm)、令和4年6月3日時点で7.5～10.5cm(平均8.9cm)であった(図1、写真1、写真2)。

令和3年10月頃に付着したものはホタテ殻1枚あたり20～30個の付着で、その殻高は令和4年2月28日時点で1.0～1.8cm(平均1.4cm)、令和4年6月3日時点で4.5～6.0cm(平均5.3cm)であった(図1、写真1、写真2)。

4. 課題

今回も準備等の遅れでカキの産卵期となる6月初めからの試験開始が出来なかった。次回同様の試験を行う際は、早めに準備を行い6月初めからの試験ができるようにしたい。

また、今回、付着稚貝のフグ類の食害による減耗が確認されたので、食害による減耗対策も必要に応じて実施していきたい。

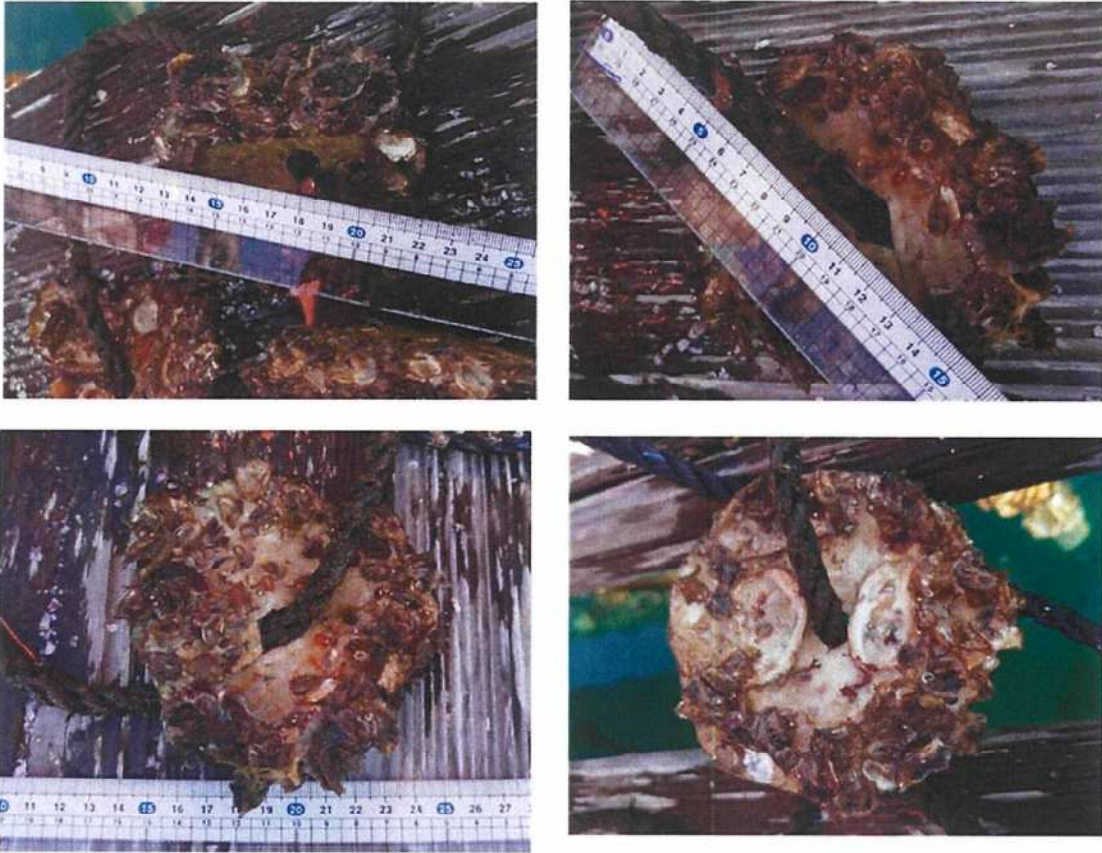


写真1 令和4年2月28日時点の天然カキ種苗の付着状況

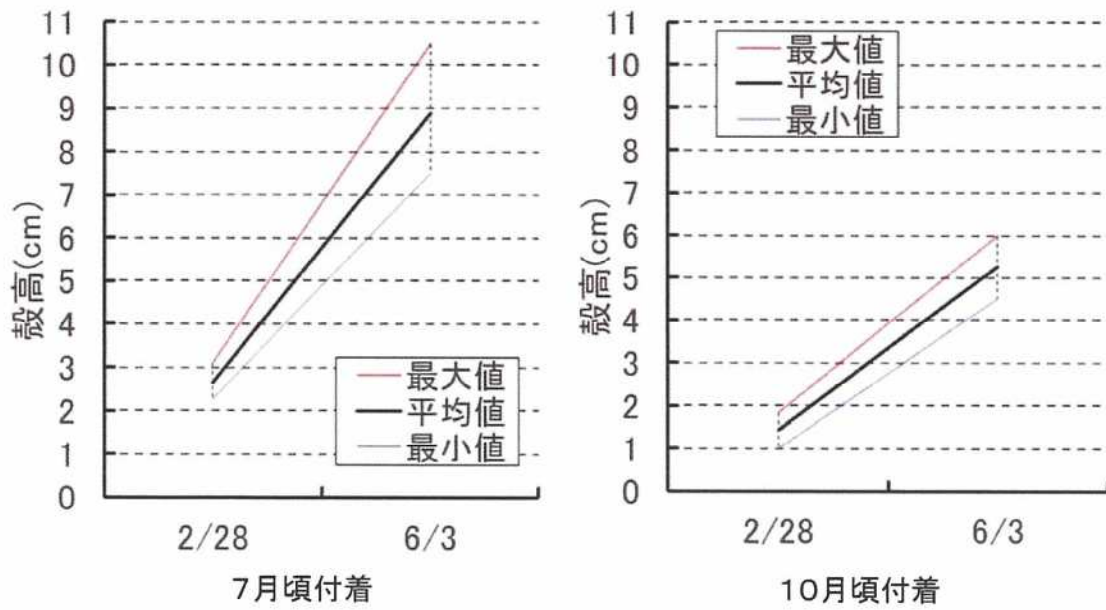


図1 天然カキ種苗の殻高の推移

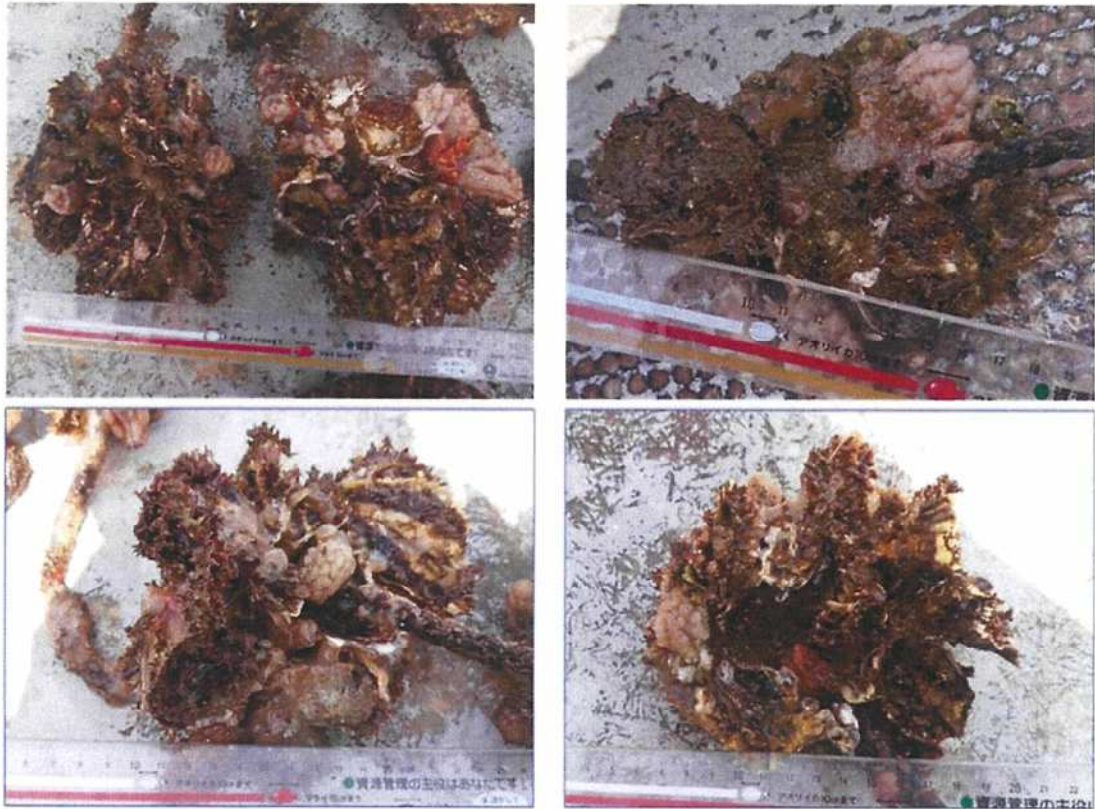
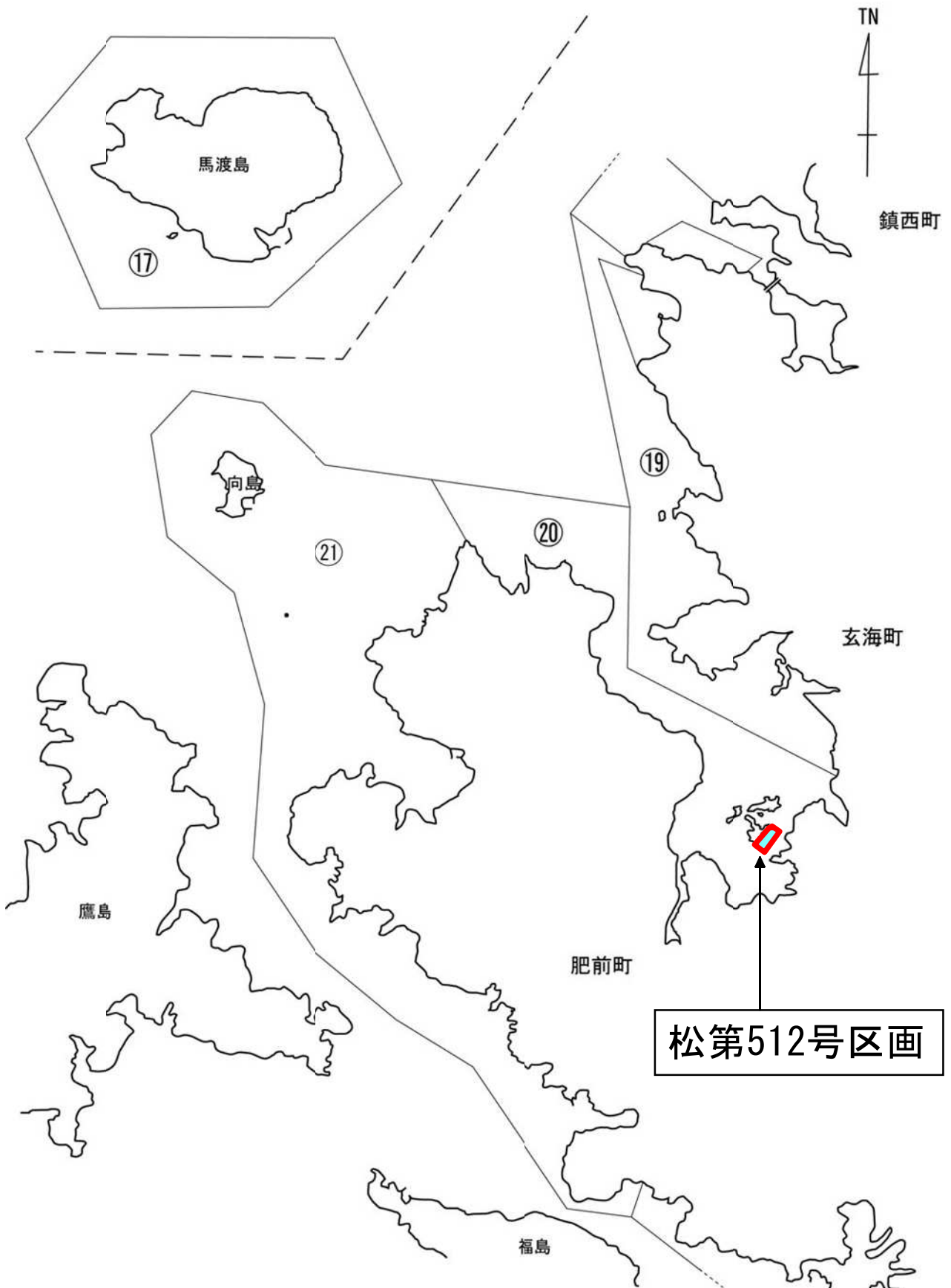
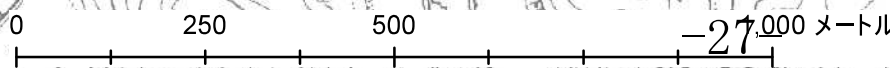
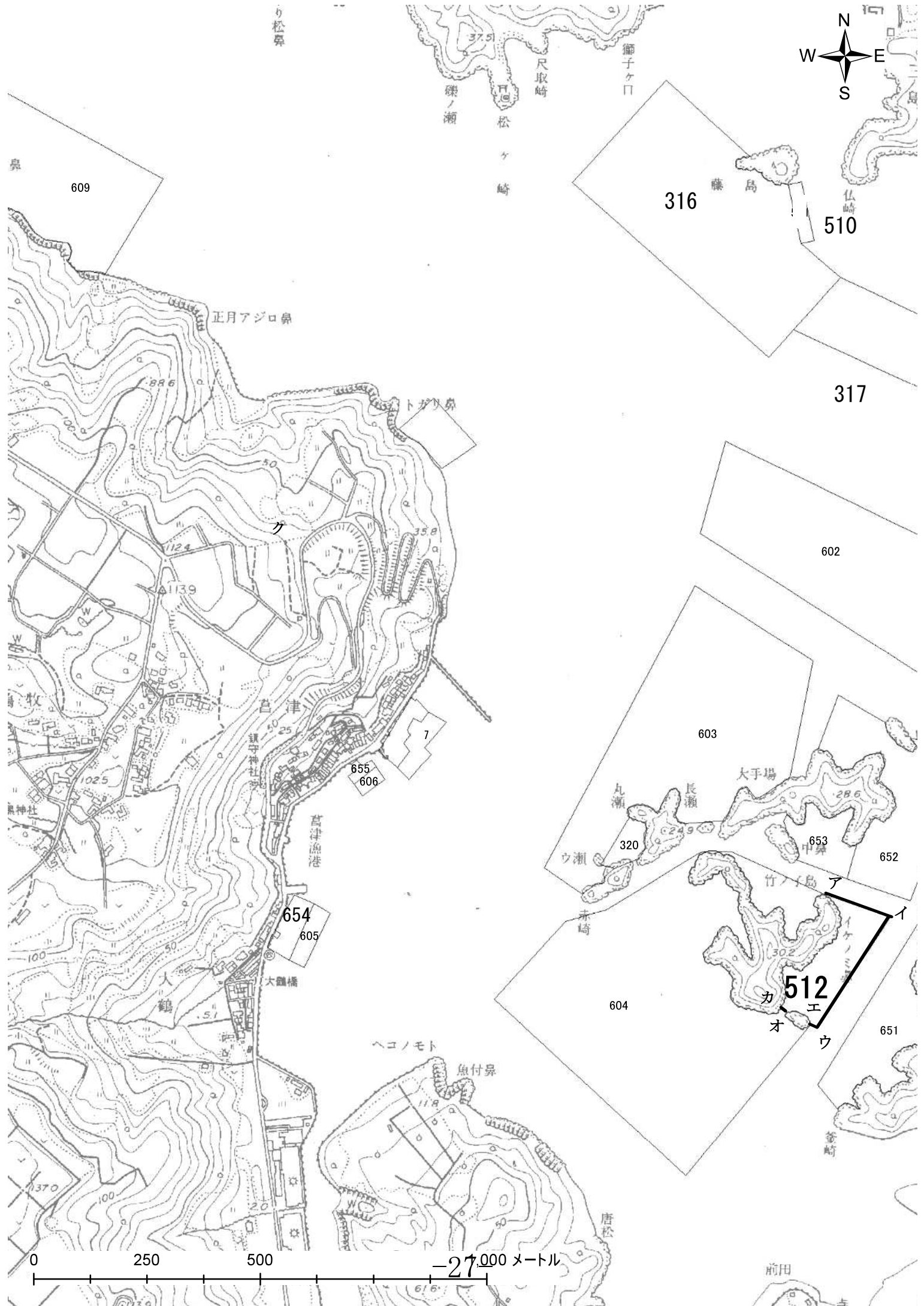


写真2 令和4年6月3日時点の天然カキ種苗の付着状況

位置図





令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（案）

内 容

本県のクロマグロ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。しかし、近年これらの操業海域においてクロマグロの来遊量が増加している。

また、ここ数年2月頃になると、これまであまり漁獲が見られなかった沿岸の定置網においても、予期せぬ大型マグロの入網がみられているが、配分枠遵守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。

については、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、各県や漁業種間で不公平が生じないように、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮し、より実状にあった配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

継 続

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について（案）

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW（2.039馬力）の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるのミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況を見ると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 3 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 4 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が協力しながら行うこと。